

審 査 基 準

令和元年12月26日作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第3条第2項
処 分 の 概 要：古物市場主の許可
原権者（委任先）：長野県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法第4条（許可の基準） 第5条第1項（許可の手続） 古物営業法施行規則第1条の2（心身の故障により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施することができない者） 第1条の3（許可の申請） 第2条（古物の区分）
審 査 基 準： 古物営業法第4条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間：50日
申 請 先：古物市場の所在地を管轄する警察署の生活安全課、生活安全第二課又は生活安全・刑事課
問 い 合 わ せ 先：長野県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務担当室 （電話：026-233-0110）
備 考：